

令和3年度第3回佐倉市建築審査会 会議録

日時 令和3年9月27日(月) 午前10時00分～
場所 オンラインによる開催
(事務局：佐倉市役所議会棟 参与室)

出席者

委員 杉山委員、渡辺委員、小澤委員、松浦委員、角田委員
事務局 建築指導課 立石課長、齊藤副主幹、佐藤副主幹、今村主任技師、加藤技師
傍聴人 なし

会議の概要

1 開 会

開会宣言

委員5人が出席していることから、会議が成立していることを確認する。

2 建築指導課長あいさつ

3 議 事

(1)同意案件

・建築基準法第43条第2項第二号に係る案件 3件

○案件3

建築基準法第43条第2項第二号に係る案件

特定行政庁から、案件資料に基づき、周辺状況、建築計画の概要並びに許可相当と判断した理由等について説明をする。

案件審査

委員 ①今回の計画は既存所有者による建替えか、所有者が替わるのか。
特定行政庁 ①所有者が替わり建替えるものである。
委員 ②同字105番14と同番10、11、12で、通路中心線から2mずつ後退して通路幅員4m以上が確保されているのか。
特定行政庁 ②同字105番14のみで通路幅員4m以上が確保されている。通路に隣接する同番10、11、12は同字106番17、16、15と一体で土地利用されており、合筆されていないものであると考える。

○案件 4

建築基準法第 43 条第 2 項第二号に係る案件

特定行政庁から、案件資料に基づき、周辺状況、建築計画の概要並びに許可相当と判断した理由等について説明をする。

案件審査

- | | |
|-------|---|
| 委員 | ①建築物が三角形状に計画されているが、高圧線下の土地であるための制限等か。 |
| 特定行政庁 | ①地役権の関係で高圧線下を避けて建物を計画していると聞いている。 |
| 委員 | ②合意図には通路幅員 4m を確保するラインが記載されているが、既存の塀は後退する通路内にあり、既存の塀は撤去するのか。 |
| 特定行政庁 | ②そのとおり。当該地の所有者は昭和 60 年の合意にも参加しているが、その時点から通路の中心線が動き、今回更に後退が必要となった。 |

○案件 5

建築基準法第 43 条第 2 項第二号に係る案件

特定行政庁から、案件資料に基づき、周辺状況、建築計画の概要並びに許可相当と判断した理由等について説明をする。

案件審査

- | | |
|-------|---|
| 委員 | ①申請地の西側に隣接する同番 63、96 は合意がないのか。 |
| 特定行政庁 | ①今回、合意が整った箇所である。 |
| 委員 | ②申請地の北側、同番 85、97 等については、建替えの際に合意が必要となるのか。 |
| 特定行政庁 | ②当該通路については一部合意があり、同番 97 については平成元年の建築確認申請時に合意済であるが、同番 85 については、建築の際に改めて整理が必要となる。 |

決定事項

案件 1、2、3 について同意する。

4 連絡事項

(1) 次回以降の建築審査会の日程について

次回は令和 3 年 11 月 1 日(月)午前 10 時からとする。開催方法は後日連絡する。

更に次の回は 12 月中旬から下旬を予定しており、あらかじめ委員の都合を確認の上、日程調整することで了解を得た。

5 閉 会

閉会宣言